

青森県報

第二千九百五号

平成二十年
三月十日
(月曜日)

目 次

告 示

理容師法による管理理容師の講習会の指定	……………	(保健衛生課)	… 一
美容師法による管理美容師の講習会の指定	……………	(同)	… 一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	……………	(障害福祉課)	… 二
右 同	……………	(同)	… 二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	……………	(同)	… 二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	……………	(同)	… 三
障害福祉サービス事業者の指定	……………	(同)	… 三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出	……………	(同)	… 三
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定	……………	(同)	… 四
身体障害者福祉法による医師の指定	……………	(同)	… 四
都市計画事業計画の変更認可	……………	(都市計画課)	… 四
右 同	……………	(同)	… 五
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	……………	(経 理 課)	… 五
公 告			
建設業者の許可の取消し	……………	(中 南 地 域 民 局)	… 五
右 同	……………	(同)	… 五

告 示

青森県告示第百六十七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区虎ノ門一丁目二六の五
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十年六月二日（月）、六月九日（月）、六月十六日（月）の三日間 の午前九時から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
青森市堤町二丁目一の二 石塚ビル三階
財団法人理容師美容師試験研修センター 青森県支部
- 五 受講料
一万四千元

青森県告示第百六十八号
美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理

美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都港区虎ノ門一丁目二六の五

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十年六月二日(月)、六月九日(月)、六月十六日(月)の三日間の午前九時から	青森市中央三丁目一七の二 アピオあおもり

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一の二 石塚ビル三階

財団法人理容師美容師試験研修センター 青森県支部

五 受講料

一万四千元

青森県告示第百六十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 期
	青森県知事 三 村 申 吾	

村山医院	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四七の一	平成二〇・三・一
あい薬局	青森市浜田三丁目三の一〇	"
すこやか薬局	青森市篠田一丁目一〇の三	"
つつみの薬局	八戸市根城一丁目一四の一	"
サワカミ薬局東店	十和田市東十二番町一四の二七	"
さくら薬局	むつ市大湊浜町一八の二〇	"

青森県告示第百七十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 期
ひまわり薬局弘大病院前	弘前市大字本町五六の九	平成二〇・三・一

青森県告示第百七十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 期
	青森県知事 三 村 申 吾	

サカ工業局布屋

五所川原市布屋町五六

平成二〇・二一

青森県告示第百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
医療法人 謙昌会	居宅介護・重度訪問介護	美保野ホーム ケア杏	平成一九・〇・三
六ヶ所福祉サービス有限公司	居宅介護・重度訪問介護	ヘルパーズステーションここに	二〇・一・三
社会福祉法人 親泉会	知的通所授産	知的障害者授産施設（通所）こだまの園	二〇・二・元
主たる事務所の所在地	名称	所在地	
八戸市大字大久保字大山三の二	八戸市大字大久保野ホーム ケア杏	八戸市大字大久保字大山三の二	
上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前九九の一五	ヘルパーズステーションここに	上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前九九の一五	
八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二	知的障害者授産施設（通所）こだまの園	八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二	

青森県告示第百七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
有限会社竹洞介護あしす	居宅介護・重度訪問介護	ヘルパーポジションあしす	平成二〇・三・一
社会福祉法人 親泉会	生活介護	こだまの園	"
社会福祉法人 親泉会	就労移行支援	こだまの園	"
社会福祉法人 親泉会	就労継続支援B型	こだまの園	"
主たる事務所の所在地	名称	所在地	
下北郡東通村大字白糠字赤平六九三	ヘルパーポジションあしす	下北郡東通村大字白糠字赤平六九三	
八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二	こだまの園	八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二	
八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二	こだまの園	八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二	

青森県告示第百七十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	変更年月日
社会福祉法人 親泉会	知的障害者授産施設（通所）こだまの園	知的障害者授産施設（通所）こだまの園	平成二〇・三・二
主たる事務所の所在地	名称	所在地	
八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二	知的障害者授産施設（通所）こだまの園	八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二	

変更後	会
	平三〇の二二
指定短期入所事業所 トレス こだま	八戸市大字 ノ下の一 七ノ一
	二〇・三・一

青森県告示第七十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	相談支援事業を行う事業所	年月日
名称	主たる事務所の所在地	所在地	
社会福祉法人親泉会	八戸市大字是川字榎館平三〇の二二	八戸市大字是川字榎館平三〇の二二	平成二〇・三・一

青森県告示第七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	勤務する病院等	所在地	診療科目	指定期間
				年月日

東海林 幹夫	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町 五三	神経内科（聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由）	平成二〇・三・一
富山 誠彦	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町 五三	神経内科（聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由）	"
西條 康夫	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町 五三	腫瘍内科（呼吸器機能障害）	"

青森県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、東北都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年二月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 施行者の名称
東北町
- 二 都市計画事業の種類
東北都市計画下水道事業（東北町公共下水道）
- 三 事業施行期間
平成八年八月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の認可（平成十五年十一月二十八日青森県告示第七百五十四号）の事業地に變更なし。
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の認可（平成十五年十一月二十八日青森県告示第七百五十四号）の事業地に變更なし。

青森県告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、上北都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年二月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

東北町

二 都市計画事業の種類

上北都市計画下水道事業（東北町公共下水道）

三 事業施行期間

平成八年九月六日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十五年二月三日青森県告示第六十七号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十五年二月三日青森県告示第六十七号）の事業地に、東北町旭北二丁目、旭北三丁目、旭北四丁目、旭南二丁目、旭南三丁目及び旭南四丁目の一部を加え、東北町上北北三丁目、旭北一丁目及び旭南一丁目地内において事業地を変更する。

青森県告示第百七十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行新町支店 青森市新町一丁目

を削る。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東武電設株式会社

二 代表者の氏名 葛西 誠

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤野一丁目七の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第二五三三三号

五 取消年月日 平成二十年二月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年二月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 竹内塗装
- 二 氏名 竹内 稔
- 三 主たる営業所の所在地 中津軽郡西目屋村大字田代字神田二八六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一五九二九号
- 五 取消年月日 平成二十年二月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭